

ん、何やらん、さこそふかき心中に、案をこめて持たらめと、人にうとく思はれんのみこそ、君の御爲も彌然べけれ、返々も鎌倉殿御家人にて、久敷も又子どもの末まで續せんとおもはゞ、心を長くしてつゝ、しみてよかるべき筋なき事仰たりとおもはで、此御文をよく見まゐらせて、子共にも面々云をしへよとの仰にて候也、仍執達如件、

閏十二月廿八日

盛時奉

佐々木太郎左衛尉殿

〔梅松論下〕或時兩御所御會合在て、師直并故評定衆を餘多めして、御沙汰規式少々定められける時、將軍○足利仰られけるは、昔を聞に、賴朝卿廿箇年間、伊豆國にをいて辛勞して、義兵の遠慮をめぐらせし時に○中略、彼政道を傳聞に、御賞罰分明にして、先賢の好する所なり、しかりといへども、尙以罰のからき方多かりき、是に依て氏族の輩以下疑心を殘しける程に、さしたる錯亂なしといへども、誅罰しげかりし事いと不便也、當代は人の歎きなくして、天下おさまらん事、本意たるあいだ、今度は怨敵をもよくなだめて、本領を安堵せしめ、功を致さん輩におゐては、殊更莫太の賞を行はるべき也、此趣を以、面々扶佐し奉るべきよし仰出されし間、下御所殊に喜悅有ければ、師直并評定衆、各忝將軍の御詞を感じ奉て、涙を拭はぬ輩はなかりし、

〔細川頼之記〕貞治七年二月二日、頼之書内法三箇條爲近習者之戒、又令南都教司盛政入道常近侍習禮義教文學、

頼之將軍○足利義満近習ノ人々、奸惡ノ人アツテ、幼君ノ耳目ヲマヨハシ、傍輩ノ中ヲモ言サマタゲンコトヲ恐レテ、内法三箇條ヲ作テ、在是掛殿中、以諸人ノ爲戒、

其掟云

一御近習ノ人々、以賤奸心仰ニ隨ンガ爲ニ、不善ヲ以善ナリト言上スルコト、大キナル曲事也、又